

①追加事項

【第2章】 7ページ 前期実行計画を振り返って

【第4章】 29～31ページ プロジェクトを明確化

②庁内推進会議委員からの指摘事項により見直した箇所

	意見	ページ
1	カテゴリー（左端）から人権が削除になった。明記しないと伝わらない場合もある。	3
2	取り組みの表の真ん中の「園児、児童生徒による作品の発表の場づくり」の取り組みの主体の「市民、地域事業者」の欄に◎が抜けている。福祉法人も含まれる。	16
3	指標1。前期実行計画から変わり、会場に行かなくても良いと変えている。そうすると中学校、小学校では文化芸術に触れており文化芸術に触れ親しんでいるのでは。	32
4	指標2の前期計画の初期値59.8%とあるが、5年前よりハードルを下げて現地に出向かなくても良いのに、今回の初期値は38%と20%下がっている。説明がつくのか。 【指標を変更しました】 （9月時の指標）過去1年間で文化芸術に触れ親しんだ人の割合 （変更後の指標）子育て世代・高齢者・および障がい者のいる家庭が文化・芸術の取り組みに満足している割合	32

③文化振興審議会委員からの指摘事項により見直した箇所

	意見	ページ
1	各主体の役割の説明をもっと強化すべき。地域の役割を明確にする。	4
2	各分野の団体の代表意見ではなく、団体メンバーの意見を聞く場がほしい。	4
3	『すべての人に』に関して、「経済や時間、健康などの社会的格差ともに芸術体験格差が生じている」ということを書くこと。習い事をしている（恵まれた）子がいるが、「していない子はどうなるの」という意識を課題のページに載せる。	8
4	12頁に「美術博物館」の構想を記載しないのか。図書館も新しい考え方で開始される。	12
5	文化会館は防災拠点として安全性に懸念がある。	12

③文化振興審議会委員からの指摘事項により見直した箇所

	意見	ページ
6	伊賀の取り組みをみていると、文化政策を福祉施策として考えてもよい段階に来ている。文化の側から福祉を見ているということ（どこかのページに）入れてもらえれば、連動・連携するにおいて、それぞれが役割分担できる。	30
7	関連法令を追加すること。（①文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律、②文化財保護法の一部改正）	42

④庁内からの指摘事項により見直した箇所

No.	ページ	修正前	修正後（追加後）	
1	2	本文の2段落目 3行目 同法の改正 に先立つ 2012（平成 24）年に制定された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」では、劇場・音楽堂などが「活力ある社会を構築するための大きな役割を担う」ことや、「地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能」として期待がされています。また、・・・	同法の改正 に先立つ 2012（平成 24）年に制定された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」では、劇場・音楽堂などが「活力ある社会を構築するための大きな役割を担う」ことや、「地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能」としての期待がされています。また、・・・	修正
2	2	本文の一番下の段落 1行目 伊賀が生んだ俳聖・松尾芭蕉	伊賀の地が生んだ俳聖・松尾芭蕉 「時代が生んだ」や「長年の研究が生んだ」の場合は元の文章でいいが、特定の地域や地名の場合は修正案のような言い回しの方がよいのではと思ったため	修正
3	4	本文中「行政の役割と取り組み」2行目 行政（市・教育委員会は、自らの意思と責任の下で市民が主体的に文化芸術活動に参加できる基盤づくりと環境整備を担えます。福祉、教育、多文化共生、観光など・・・	行政（市・教育委員会は、自らの意思と責任の下で市民が主体的に文化芸術活動に参加できる基盤づくりと環境整備を担います。福祉、教育、多文化共生、観光など・・・	修正
4	4	本文中「行政の役割と取り組み」最終行 ・・・また、情報発信のほか、市民アンケートやヒアリングで意見を収集し、ニーズや課題の把握と解消に努めます。	・・・また、情報発信のほか、市民アンケートやヒアリングで意見を収集し、ニーズの把握や課題の解消解決に努めます。	修正

No.	ページ	修正前	修正後（追加後）	
5	4	文中「公益文化団体の取り組み」1行目 公益文化団体は、主に伊賀市文化都市協会（以下「文化都市協会」）、芭蕉翁顕彰会、前田教育会、伊賀文化産業協会（いずれも公益財団法人）を指します。これら団体は、・・・	公益文化団体は、主に伊賀市文化都市協会（以下「文化都市協会」という。）、芭蕉翁顕彰会、前田教育会、伊賀文化産業協会（いずれも公益財団法人）を指します。これら団体は、・・・	修正
6	8	見出し 取り組みの視点 の本文中、「こども基本法6つの基本理念に基づき」	【意見】 「こども基本法6つの基本理念」とはどのようなものか中間案には記載がないので、用語解説のページか、文化振興に関連する法令関係のページかどこかに載せておいた方がわかりやすいかなと思いました。【例】①すべての子どもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。…	基本理念を明記
7	8	文化芸術の振興（イメージ）の本文で、“選択・集中（縦軸）”のなかに「歴史と風土が育む文化芸術の継承（都市文化）」が入っている等	【意見】 「歴史と風土が育む文化芸術の継承（都市文化）」がどう「選択・集中」といえるのか分かりにくいように感じました。未だに伊賀市で「都市」と表記すると「上野市街地」を指して周辺地域は関係ないようなイメージを持つ人もあるかと思うので、“都市文化”とは特定のエリアだけでなく市内全体で育むものだというニュアンスをにじませた方がよいかと思いました。難しいかもですが。	「市民文化」「都市文化」の解説を明記【3ページ】
8-1	12	4. 主要な施設の位置づけのなかの「公民館、集会所など」	【意見】 「公民館」は中央公民館ではなく各地区の公民館を想定しているものと思うが、各地域住民における実際の活動拠点として、「地区市民センター」もあるかと思う。少なくとも後期計画の5年以内に地区市民センターの位置づけが変わるとか無くなるということはないと思うが、公民館、集会所「など」に含めて「地区市民センター」を明記しないのは理由があるのでしょうか。	「地区市民センターなど」と修正

No.	ページ	修正前	修正後（追加後）	
8-2	12	公民館、集会所など	地区市民センターなど（各地域に公民館がないため）	同上
9	12	》》》 文化財施設 「指定文化財が県内最多」という市の文化的特徴を生かすため、それら施設が「文化遺産」としての役割を担うという観点から、積極的な保存とその活用が望まれます。市内でも旧藩校や武家屋敷などでの美術展や音楽公園などの活用実績を重ねています。	》》》 文化財施設 国史跡旧崇広堂をはじめ、県指定文化財である旧小田小学校本館、入交家住宅などの文化財施設は、後世へ引き継ぐべき貴重な文化財として、その価値を周知するだけでなく、美術や音楽といった芸術活動の成果を示す場としても活用実績を重ねています。	修正
10	15	（取り組みの欄3行目） ・多文化共生への理解促進と外国人住民との交流の推進	・多文化交流機会の充実	修正
11	17	《主体（部署・団体）および連携・協働する主体》 行政＝健康推進課	健康推進課→こどもの育ち支援課子育て支援室	修正
12	18	《主体（部署・団体）および連携・協働する主体》 行政＝文化振興課・障がい福祉課・保育幼稚園課・商工労働課・学校教育課	《主体（部署・団体）および連携・協働する主体》 行政＝文化振興課・保育幼稚園課・商工労働課・学校教育課 施策の方向性及び取り組みについて、「障がい福祉課」が主体もしくは連携協働する事業ではないため、除きたいと考えます。	協議
13	20	（取り組みの欄3行目） ・文化財施設の適切な保存管理と…	・文化施設の適切な保存管理と…	修正
14	21	（施策の方向Ⅱ 5行目） ・一方、発掘や寄贈などによって収集された埋蔵文化財や美術品などを…	・一方、発掘や寄贈などによって収集された埋蔵文化財や歴史資料、美術品などを…	修正
15	21		取り組みの表中、「・歴史的建造物を活用したアート作品の展示や公演活動」の市民地域事業を「○」にすべきではないか。	修正
16	21		5-2. 基本方針④施設の整備・有効活用による文化芸術環境の整備（施策の方向Ⅱ）に「20世紀遺産20選に選ばれた文化的景観を舞台とした文化芸術活動」を盛り込めないか。ユネスコや日本遺産などもあるが。	修正

No.	ページ	修正前	修正後（追加後）	
17	22	《主体（部署・団体）および連携・協働する主体》	行政＝生涯学習課を追加	追加
18	26	文化振興については、人口減少や少子高齢化対策を行うものではなく、それらを背景として、多くの人に参加できるための事業推進や協働による取組が必要となるものであることから、主体の中のこども政策課は削除が妥当と考えます。	こども政策課の削除	協議
19	26	《主体（部署・団体）および連携・協働する主体》	主体（部署・団体）および連携・協働する主体の市民・地域・事業者に「社会福祉法人」を入れてください。	追加
20	26	《主体（部署・団体）および連携・協働する主体》	主体（部署・団体）および連携・協働する主体の行政に「介護高齢福祉課」を入れてください。	追加
21	31	・主な事業 デジタルミュージアム秘蔵の国 伊賀	デジタルミュージアム 秘蔵の国 伊賀 ※デジタルミュージアムと秘蔵の国の間は「全角スペース」、 秘蔵の国と伊賀の間は「半角スペース」	修正
22	34	基本方針① 《取り組みの主体・連携する団体等》 「音楽療法教室」 介護高齢福祉課	音楽療法教室の行の取り組みの主体や連携する団体等に「社会福祉法人」を入れてください。	追加
23	34	基本方針① 《取り組みの主体・連携する団体等》 「福祉領域アウトリーチ」 文化都市協会・障がい福祉課・社会福祉法人	文化都市協会・社会福祉法人 ※文化都市協会単独事業のため、障がい福祉課は削除してください。	協議

No.	ページ	修正前	修正後（追加後）	
24	34	基本方針① 《取り組みの主体・連携する団体等》 「病院アウトリーチ」 文化都市協会・医療福祉政策課・医療機関	文化都市協会・医療福祉政策課・医療機関	協議
25	34		基本方針① 「悠々セミナー 昼下がりのコンサート」①② 生涯学習課 を追記	追加
26	35		基本方針② 「陶芸教室（子どもと保護者の体験活動）」②③ 生涯学習課 を追記	追加
27	35	基本方針② 《事業名》子育て包括支援センターアウトリーチ	「包括」削除	修正
28	37	基本方針⑤ 《事業名》 親子で歩こう！だんじりを見学しよう！ 文化財ウォーク 文化財連続講座（仮称） 文化財特別公開 《取り組みの主体・連携する団体等》 伝統芸能・伝統祭事への活動支援 文化都市協会	上野天神祭 学びのウォーク 文化財ウォーク 文化財講座 文化財見学会 伝統芸能・伝統祭事への活動支援 文化財課・文化都市協会	修正
29	37	基本方針⑤ 《事業名》 悠々セミナー	削除	削除

No.	ページ	修正前	修正後（追加後）	
30	38		基本方針⑦ 各地域の展覧会・芸能発表会 ①②⑦→⑦①② 生涯学習課 追記	修正
31	38	基本方針⑥ 《事業名》日本遺産事業 《取り組みの主体・連携する団体等》 観光振興課・忍びの里・・・	《取り組みの主体・連携する団体等》 観光振興課・文化財課・忍びの里…	修正
32	38	基本方針⑦ 《事業名》国際交流フェスタ 《取り組みの主体・連携する団体等》 実行委員会	《取り組みの主体・連携する団体等》 多文化共生課・実行委員会	修正

資料編

No.	ページ	修正前	修正後（追加後）	
33	40	資料編の用語説明の一番上「不易流行」の説明文 松尾芭蕉が確立した蕉風俳諧における理念のひとつ。「不易」はいつまでも変わらない物や事。「流行」は一時的な流行の物事を指し、そのどちらも大切であることを表す言葉として使われる。	松尾芭蕉が確立した蕉風俳諧における理念のひとつ。「不易」はいつまでも変わらない物や事、「流行」は一時的な流行の物事を指し、 変わらないものを理解しなければ基礎は成立しないが、変わるものを理解しなければ進展がない、すなわちどちらも大切であることを表す言葉として使われる。 ※「どちらも大切であることを表す言葉」という説明だけでは若干、端寄っている印象があったので、このような説明文にしてはどうでしょうか	修正案を参考に修正